

松阪市サッカー協会賛助会員規約

- 第 1 条 この規約は松阪市サッカー協会規約第 6 条の規約（本協会に賛助会員を置く。前項の賛助会員に関する事項は別に定める）によって定めたものである。
- 第 2 条 この規約は松阪市のサッカーを強力に推進するため、広く市民一般の協力により資金を調達して、市民のサッカーの普及と発展を図ることを目的とする。
- 第 3 条 前項の趣旨に賛同し、賛助金を搬出したものを松阪市サッカー協会賛助会員とする。
- 第 4 条 賛助金は年 1 口 1 0, 0 0 0 円とする。

附 則

本規約は平成 1 1 年 6 月 2 9 日から施行する。